

秋田県条例第二十二号

秋田県汚染土壌処理業許可等手数料徴収条例の一部を改正する条例

秋田県汚染土壌処理業許可等手数料徴収条例（平成二十二年秋田県条例第十二号）の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

秋田県土壌汚染対策法に基づく指定調査機関指定等手数料徴収条例

第一条中「許可等」を「指定等」に改め、同条中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、同条第一号中「土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号。以下「法」及び「という。）」を削り、同号を同条第二号とし、同条に第一号として次の一号を加える。

一 土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号。以下「法」という。）第三条第一項の規定による指定調査機関の指定

申請一件につき 三万九百円

第一条に次の一号を加える。

五 法第三十二条第一項の規定による指定調査機関の指定の更新

申請一件につき 二万四千八百円

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。